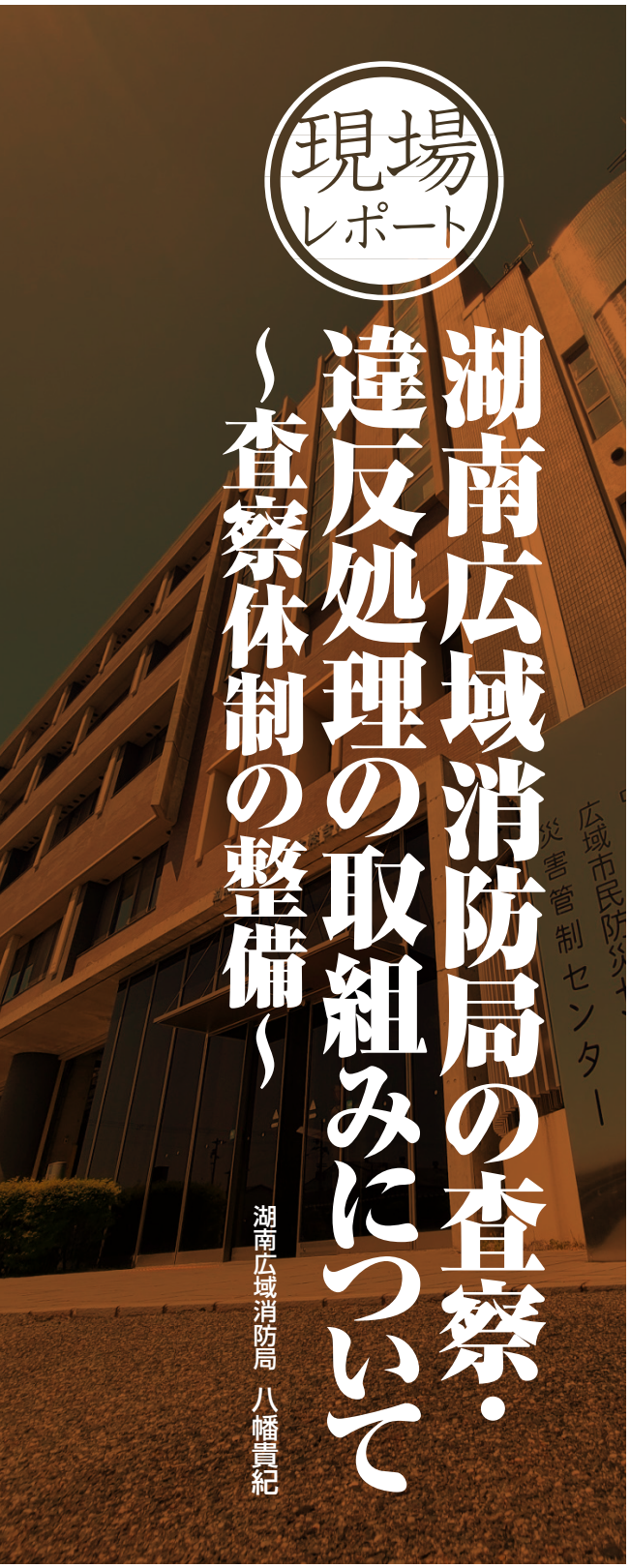

現場レポート

湖南広域消防局の査察・違反処理の取組みについて
～査察体制の整備～

湖南広域消防局　八幡貴紀

はじめに

湖南広域消防局（以下「当消防局」という。）は、滋賀県民の母なる湖「琵琶湖：Mother Lake」の南部に位置する草津市・守山市・栗東市・野洲市の４市で構成され、管内人口は34.6万人である。消防力に関しては、１本部５署３出張所を職員344名で運営しており、管内には、防火対象物を11,373棟、危険物施設を989施設、有している。

本稿では、査察体制の整備及び制度の継続に苦慮されている全国の同志の一助になればと思い当消防局の過去から現在まで行ってきた取組みをご紹介させていただく。

なお、本職については救急救命士の資格従事者であり、令和２年４月１日付けで、救急係長から査察担当係長へという衝撃的な人事異動を受け、現在では消防局の予防指導課の査察指導係として全国違反是正支援アドバイザーまで務めさせていただいている。この取組みについては、本職が査察担当となる以前の取組みも含まれており、直接関与していない部分があることをご了承いただくとともに、この困難な改革を推し進め、その志を引継ぎ、取組みを継続させてきた諸先輩方に敬意を表し投稿させていただく。

当消防局の過去の課題

当消防局では、平成28年４月１日から違反対象物公表制度（以下「公表制度」という。）の開始を契機に特定用途防火対象物（以下「特対」という。）にかかる屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の全部未設置違反（以下「重大違反」という。）を公表該当違反とし、公表該当違反に対して立入検査結果通知書（以下「結果通知書」という。）、公表通知書及び警告書の「３点セット」を同時に交付すると組織決定し制度改正をした。

※「３点セット」の詳細については、当消防局の過去の投稿（本記事末の参考リンク）をご覧いただきたい。

しかし、改正までスムーズに進んだとは言えず、多くの問題が噴出していた。

⑴違反指摘の問題

当消防局では、公表制度が開始される１年前の平成27年度時点で７件の公表該当違反を把握していた。しかし、実際には違反が確定されていない対象物も多数存在し、管内には200件程度の公表該当違反が潜在していることが推測された。

例えば、延べ面積280㎡の飲食店（（３）項ロ）において、約100㎡の増築が発見されたとする。通常ならば自動火災報知設備未設置違反として指摘し、重大違反として扱うべきであるが、当時の結果通知書には、未設置違反とは記載せずに「増築された部分について、面積が判明する図面を作成し届出ること」「必要な消防用設備等について消防署と協議すること」「使用開始届を提出すること」と指示するなど、曖昧な指摘を行っていた。本職も当時（救急係の頃）の立入検査の際に、予防経験者の上席から「これが査察のテクニックだ」と教わったことを覚えている。

そもそも、このような指導で、管理権原者に違反事実が伝わるわけもなく、消防署内にも記録が残らないため誰も追跡をせず、次の立入検査まで放置されるという悪循環を起こしていた。

これは、公表制度の運用以前の問題であり、査察体制の根本からの見直しが必要な状態であった。

⑵立入検査実施件数の問題

当時の立入検査実施件数は、約13,000件存在する査察対象物に対して約2,200件であったが、その現状は共同住宅（（５）項ロ）などの比較的簡単な対象物を選んで実施するなど、建物の危険性に応じた実施計画が遂行できておらず、10年以上立入検査を実施していない対象物が約2,000件も存在していた。

⑶違反処理の問題

当時、数件の警告の実績はあったものの、期限を定めて次の措置へ移行するという組織的な方針が決められておらず、スケジュール管理もうまくできていなかった。また、履行期限を過ぎた違反対象物に対して担当者が上位措置に移行しようとしても、上席の理解を得ることは並大抵のことではなく、そのため、担当者は次回の立入検査時にも「そろそろ、設置してください」「いつ頃、設置できますか？」と確認するに留まり、このように年月をかけることを「粘り強い指導」と美化し、実質的な違反処理をしていないのが実状であった。

⑷職員意識の問題

以上の結果、当時の予防担当者は、重大違反はそれほど多くないという認識を持ち、立入検査は正しく実施できていると自負していた。しかし、実際には違反が見逃され「粘り強い指導」

予防業務研修

を重視することで、実質的な違反処理が行われず、市民には「管内は違反の少ない安心安全な街です」と説明することになっていたのである。そして、これが組織全体の常識で、誰も疑問を持たず、消防目線の査察行政であったと言わざるを得ない状態であった。

以上のように、平成27年までの当消防局は、違反処理の問題の前に、立入検査及び職員意識に問題があったのである。

当消防局の取組み

⑴違反指摘についての見直し

当時、当消防局では、管内は違反対象物が少なく安全であるという考え方が主流であり、「違反がないことが当たり前」であったが、新築されてから数年で用途が変わる建物や増改築されている建物も少なくない。まず、新たな常識として「違反を見つけてくることが当たり前」との意識付けを徹底的に周知するとともに、査察担当者には、困ったことがあれば全力でサポートする姿勢を示し、違反を見つけた査察員には感謝の意を伝えるよう意識改革が進められた。また、結果通知書については、従前からの曖昧な内容の指導を禁止し、過去の指摘内容の再確認を行い、違反を掘り起こす取組みが行われた。さらに、平成27年からの２年間で管内全ての特対に対して立入検査を実施し管内の違反を徹底的に見つけ出すこととした。この取組みは公表制度の実施を見据えて管内の防火対象物の立入検査における公平性を保つためであり、「違反を隠すな！　見逃すな！　全て報告しろ！」という、違反状況の把握及び伝達・集約・報告が、立入検査の改革、意識改革のはじめの一歩となると教えられた。

⑵立入検査実施数の見直し

先ほども述べたとおり当消防局の平成26年時点の立入検査数は約2,200件であったが、平成28年には人員、予算を増やさないまま約3,000件にまで増やし管内全ての特対に対する立入検査を実施した。そして、平成29年度には、前年度に多くの違反を発見したことから予防人員の増員及び予算の増額を図り、立入検査実施数も3,500件に増加させた。

⑶違反処理の実施

平成27年度は当初から把握していた７件の公表該当違反に対し、違反処理を実施することとし、これらの対象物には10年以上違反が経過したものも含まれていたが、「年度内に必ず是正させる」「是正に至らなければ告発までやる」という強い意志を持って違反処理を実施した結果、

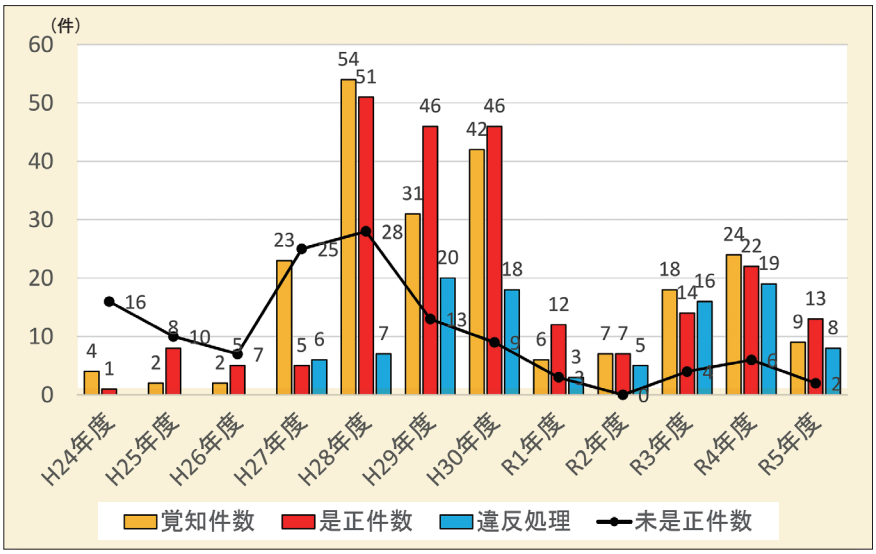

特対の違反件数推移

命令に至ることなく、警告の段階で年度内に全て是正することができた。この経験は公表制度の開始に当たり、査察担当者の自信に繋がるとともに積極的な違反処理へと舵を切ることとなり、当時の当消防局の査察体制に対する後押しにもなった。

⑷違反公表制度「3点セット」の運用開始

平成28年度以降は、公表制度が開始されると同時に、公表該当違反に対して即時に違反処理を実施することとした。即時に警告書を交付する理由として、結果通知書と警告書はどちらも行政指導になることは周知の事実であるものの、結果通知書の場合、まずは、関係者からの自主的な違反の改修予定日を報告させることになる。このような手法は比較的軽微な違反であれば是認されるものの、火災・人命の危険が高い公表該当違反の早期是正と撲滅を目標とするのであれば、当初から警告書を交付し、「○年○月○日までに、自動火災報知設備を建物全体に設置すること」というように、消防機関が具体的な違反の履行期限日を示し、それまでに履行できなければ行政処分を行うと予告をした上で行政指導を行う必要がある。同じ行政指導でも、公表該当違反のような重大違反については、違反是正の是非を管理権原者の都合に委ねていては遅く、結果通知書、公表通知書と同時に警告書を交付し、消防機関が具体的な是正期限を示した上で、早期是正を促す必要があると考えたのである。

⑸職員教育と組織風土の確立

以上のように当消防局では様々な査察体制の整備を図ったが、それだけでは「絵に描いた餅」である。これらを正しく、かつ継続して実施するためには、職員の「志」が必要であることから、その「志」を培うため、平成28年度から予防業務研修（年12回）を開始した。

研修は立入検査、違反処理に対する正しい知識の習得と、職員の意識改革を促すことを目的とし、経験年数、階級に関係なく、予防担当者全員を受講対象とした。当消防局では、立入検査、違反処理ともに交替制勤務者が中心となり実施することから、連続２日間同じ内容の講義を実施し、講義の内容も規程、要綱、マニュアル等の改正内容の他、立入検査の基礎、あり方、違反処理の考え方等も講義内容に加え、意識改革として、「市民のための査察行政とは何か？」「消防の責務とは何か？」という基本的で当たり前のことを繰り返し、繰り返し問い続けた。

この予防業務研修の存在意義は大変重要で、本職の衝撃的な人事異動の後も、数多くの違反対象物に取組むきっかけとなるとともに、当消

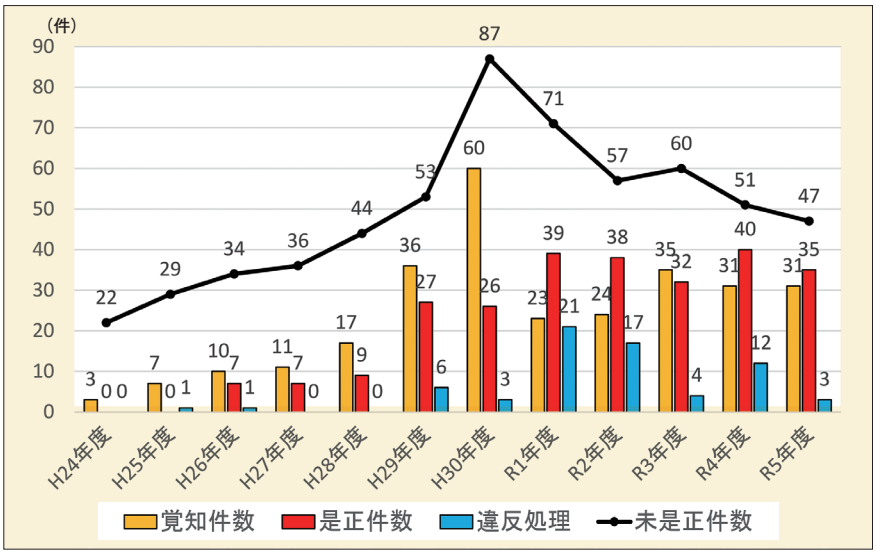

非特の違反件数推移

非特の命令に係る標識設置

防局の長期的な査察体制の継続を支える基礎となっている。

改革の結果

改革後は、職員の予防知識の向上と併せて、職員意識に少しずつ変化がみられ、今日まで見逃されていた違反に対する適正な覚知と違反確定ができるようになり、従前と比較して、違反覚知件数が増加した。適正な是正指導及び違反処理を行った結果、是正件数が増加し、命令・告発までできるようになった。

現在では、平成27年当時とは比較にならないほど、各職員の知識、経験値は向上し、重大違反を早期是正させるためには迷わず違反処理を行う。という考え方が常識となっており、新任の担当者でも、違反処理は通常業務となったのである。

改革期から現在の取組み

平成28年度から正しい査察体制の下で公表制度が開始され、公表該当違反については、新規の覚知であっても１年未満に早期是正されるようになり、覚知件数も平成30年度をピークに減少してきた。

そこで次のステップとして、非特定用途防火対象物（以下「非特」という。）の重大違反についても違反処理に着手することとなった。非特の違反処理については、違反確定の際に、遡及されるか否かの判断が含まれ、より難易度が高い違反調査となる。このことを正しく理解し、正確に違反を確定できなければ、訴訟に発展した場合に太刀打ちできず、無効な命令になる危険性が考えられるため、非特の違反処理における注意点について、予防業務研修で入念に周知し、確実に理解した上で取り組めるようにした。その結果、現在では長年放置されていた非特の重大違反に対しても命令・告発により是正させ、非特の重大違反についても減少傾向が見られている。

現在では、さらなるステップとして防火管理者未選任に対する違反是正を進めており、組織として優先順位をもって対処していく必要性と、その責任を感じている。

最後に

以上のように、当消防局の査察行政は過去と比較して大幅な飛躍を遂げ、現在も継続中である。そこには、改革者の献身的な努力があり、その功績に心から尊敬の意を表する。

また、改革者と共に困難な改革を推し進め、志を引継ぎ、取組みを継続してきた諸先輩方もまた改革者であり、当消防局の査察行政を前進させる力となった。

過去の当消防局のように査察・違反処理の体制整備に苦慮されている消防本部があれば、当消防局の取組みを参考にしていただき、これからの査察行政を変革していただけたら幸いである。

【参考リンク】
- 2017.08　違反公表制度と違反処理　自動火災報知設備設置義務違反等にかかる告発事案（1）
- 2017.09　違反公表制度と違反処理　自動火災報知設備設置義務違反等にかかる告発事案（2）
- 2018.11　告発事案にかかる処分結果及び考察について
- 2021.04　３点セット（結果通知書、公表通知書、警告書）の即時交付～警告書の意義～
- 2021.05　３点セット（結果通知書、公表通知書、警告書）の即時交付［実践編］